

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県森林法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	2
○道路の供用開始（2件）（ " " ）	3
高知県人事委員会公告	
○高知県職員等採用中級・初級試験の実施	3
○高知県警察官B男性及び高知県警察官B女性採用試験の実施	4
その他	
○平成24年度行政書士試験の実施（法 務 課）	6

規 則

高知県森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月10日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第64号

高知県森林法施行細則の一部を改正する規則

高知県森林法施行細則（昭和50年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「法面等」を「、法面等」に改める。

第4条第3項中「に規定する」を「に掲げる」に、「掲げるとおりとし、」を「掲げるとおりとし、同表の」に改め、同項の表中「それらの」を「これらの」に改める。

第5条中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第7条第2項中「その進ちよく状況」を「その進捗状況」に、「これを提示し、」を「当該資料を提示し、知事が」に、「進ちよく状況報告書」を「進捗状況報告書」に改める。

第8条の見出し中「変更等」を「変更の届出等」に改める。

第9条の見出し中「変更等」を「変更の届出等」に改め、同条第2項中「又は」を削る。

第10条中「第10条の2第1項第1号及び第3号に規定する場合に、」を「第10条の2第1項第1号又は第3号に掲げる場合において」に改める。

第12条中「第188条第3項の身分を示す証票」を「第188条第4

項の身分を示す証明書」に、「による身分証明書」を「によるもの」に改める。

第13条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「事項は、」を「事項は、知事が」に改める。

別表中「勾配」を「勾配」に改める。

別記第3号様式注3中「持ち分」を「持分」に改める。

別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式（第12条関係）

9.0センチメートル

写真貼り付け箇所
第 号

身分証明書

所属
職名
氏名

年 月 日生

有効期限 年 月 日

上記の者は、森林法第188条第2項及び第3項の規定により
立入調査等をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

高知県知事 印

4.5センチメートル

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

森林法（抜粋）
（立入調査等）

第188条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入つて、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年7月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町長者 字コジロヤシキ乙 7020番1から 吾川郡仁淀川町長者 字コジロヤシキ乙 4668番2まで	前	4.5 } 7.0	154
	後	4.5 } 15.0	154

高知県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年7月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町長澤字 アド102番1地先から	前	4.5 } 7.5	74

吾川郡いの町長澤字 アト102番1まで	後	5.9 11.6	74
------------------------	---	-------------	----

高知県告示第456号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年7月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興津窪川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町数神字梅ノ木川ナカソ子522番2から高岡郡四万十町数神字村上794番6まで	140	平成24年7月10日

高知県告示第457号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年7月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町打井川字幸次郎1512番8から高岡郡四万十町打井川字幸次郎1511番8まで	84	平成24年7月10日

人事委員会公告

高知県職員等採用中級・初級試験を次のとおり行う。
平成24年7月10日

高知県人事委員会

1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

試験区分		採用予定人員	勤務先
中級	司書	1名	県立図書館等
初級	行政	12名	知事部局等の本庁又は出先機関
	警察事務	2名	警察本部各課又は各警察署等
	学校事務	9名	県立学校又は市町村立小中学校等
	土木	5名	知事部局(土木部)等の本庁又は出先機関(土木事務所等)
	林業	1名	知事部局(林業振興・環境部)等の本庁又は出先機関(林業事務所、森林技術センター等)
	県立病院事務	2名	県立病院(あき総合病院又は幡多けんみん病院)等

初級の「行政」、「警察事務」又は「学校事務」を受験する者は、3つの試験区分の中からいずれかを第1志望とし、残りの試験区分を第2志望とすることができる。

2 受験資格

(1)から(4)までに該当する者。ただし、初級の「警察事務」を受験する者は、(2)については、ア(日本国籍を有する者)に該当する者に限る。

- (1) 次に掲げる試験区分について、それぞれ次の年齢である者
- ア 中級の試験区分については、昭和60年4月2日以降に生まれた者
 - イ 初級の試験区分については、平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法

(昭和22年法律第26号)による4年制の大学等を卒業した者及び平成25年3月31日までに卒業見込みの者を除く。

- (2) 次のいずれかに該当する者
- ア 日本国籍を有する者
 - イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に掲げる者(準禁治産者を含む。)のいずれにも該当しない者
- (4) 中級の「司書」については、司書となる資格を有する者又は平成25年3月31日までに取得見込みの者

3 受験手続

(1) 受付期間

平成24年8月15日(水)から同月31日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時15分まで(郵送による場合は、平成24年8月31日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所(香美市)、高知県中央東土木事務所(南国市)、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所(いの町)、高知県中央西福祉保健所(佐川町)、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所(四万十市)、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

4 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

試験区分	種目	日時	場所
行政 警察事務 学校事務	教養試験 論文試験	平成24年9月23日(日)午前9時から	(高知市試験会場) 高知市鴨部二丁目

県立病院 事務		5-70 高知県立高知西 高等学校 (四万十市試験会 場) 四万十市中村丸の 内24 高知県立中村高 等学校
司書 土木 林業	教養試験 専門試験	

(2) 第2次試験

試験区分	種目	日時及び場所
全試験区 分	論文試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成24年11月3日(土)から同月 9日(金)までの間に高知市で実 施する予定であるが、詳しい日程 については、第1次試験の合格通 知書に記載する。

5 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合得点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	方法	内容
教養 試験	全試験区 分 五肢択一 式	公務員として必要な一般 的知識及び知能に関する 筆記試験で、中級の試験 区分にあつては短期大学 卒業程度、初級の試験区 分にあつては高等学校卒 業程度のもの
専門 試験	司書 土木 林業 五肢択一 式	それぞれの職務に必要な 専門的知識、技術等に關 する筆記試験
論文 試験	行政 警察事務 学校事務 県立病院 事務 筆記	社会人及び公務員として の資質に関する筆記試験

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等 に関する筆記試験
口述試験	人物、人柄等に関する集団討論及び個別面 接による試験(個別面接は、2回行う。)
適性検査	職務遂行に必要な適格性に関する検査
身体検査	職務遂行に必要な健康に関する検査(健康 診断書の提出を求める。)

6 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は10月中旬に、最終合格者の発表は12月上旬に行う予定である。

なお、辞退があつた試験区分に限り、合格者の追加発表を行う。

7 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、各任命権者からの請求に応じて提示される。

各任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

なお、中級の「司書」については、採用候補者名簿に記載されても、2の(4)に記載する所定の日までに司書となる資格を取得しなければ採用されない。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成25年4月1日以降である。

(3) 任命に当たつての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのつた任命が行われる。ただし、初級の「警察事務」の業務に従事することとなる採用者には、この任命に当たつての考え方は、適用されない。

8 給与

平成24年4月1日現在の初任給は、中級の「司書」の業務で153,100円(行政職給料表適用、短大(2年制)卒の場合)、初級の試験区分の業務で140,400円(行政職給料表適用、高校卒の場合)であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支

給される。ただし、県立病院の職員の給与については、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の趣旨にのっとり経営状況を反映したものとなることがある。

9 試験成績の開示

この試験の受験者は、最終合格者を除き、成績の開示を請求することができる。

10 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員 会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁 目4-1 高知県庁北庁舎

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

高知県警察官B男性及び高知県警察官B女性の採用試験を次のとおり行う。

平成24年7月10日

高知県人事委員会

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員
警察官B男性	36名
警察官B女性	4名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事する。

3 受験資格

(1)から(3)までに該当する者

(1) 昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)による4年制の大学等を卒業した者及び平成25年3月31日までに卒業見込みの者を除く。

(2) 日本国籍を有する者

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に掲げる者(準禁治産者を含む。)のいずれにも該当しない者

4 受験手続

(1) 受付期間

平成24年8月15日（水）から同年9月5日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成24年9月5日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県警察本部玄関受付及び県内各警察署並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時	場所
第1次試験	教養試験 小論文試験 体力試験 身体検査	平成24年10月14日（日）午前9時から午後5時頃まで	（南国市試験会場） 南国市岡豊町中島511-1 高知県立岡豊高等学校 （四万十市試験会場） 四万十市古津賀3711 高知県立幡多農業高等学校
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体精密検査	平成24年11月12日（月）から同月18日（日）までの間に実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知書に記載する。	高知市棧橋通四丁目15-11 高知県高知南警察署 高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

6 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合得点に基づいて、

高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	内容
教養試験	警察官として必要な高等学校卒業程度の一般的知識及び知能に関する五肢択一式による筆記試験
小論文試験	社会人及び公務員としての資質に関する筆記試験
体力試験	職務遂行に必要な体力及び運動能力に関する試験
身体検査	身長、体重、視力等に関する検査

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	警察官として必要な識見、表現力等に関する筆記試験
口述試験	人物、人柄等に関する集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）
適性検査	職務遂行に必要な適格性に関する検査
身体精密検査	胸部疾患の有無、色覚、聴力等に関する検査

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は10月下旬に、最終合格者の発表は12月上旬に行う予定である。

8 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求に応じて提示される。

警察本部長は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成25年4月1日以降である。

9 給与

平成24年4月1日現在の初任給は、161,800円であるが、採

用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

10 共同試験

試験区分「警察官B男性」の第1次試験は、高知県（高知県人事委員会）が東京都（警視庁）、大阪府（大阪府警察本部）及び兵庫県（兵庫県警察本部）と共同して実施するものであり、希望することにより、共同試験実施都府県の第1次試験を同時に受験したものと取り扱われる。

なお、第1志望の第1次試験に合格した者は、第2志望の第1次試験の合格者とはならない。

共同試験の場合の受験資格は、次の表並びに3の(2)及び(3)に該当する者とする。

都府県名	受験資格	
東京都（警視庁）	昭和57年10月16日から平成7年4月1日までに生まれた男性	学校教育法による4年制の大学等を卒業した者及び平成25年3月31日までに卒業見込みの者を除く。
大阪府（大阪府警察本部） 兵庫県（兵庫県警察本部）	昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性	

11 試験成績の開示

この試験の受験者（高知県を志望した者に限る。）は、高知県警察官の最終合格者を除き、成績の開示を請求することができる。

12 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎
高知県警察本部警務課	(088) 826-0110 内線2613、2614 (フリーダイヤル) 0120-032-376	高知市丸ノ内二丁目4-30

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

 そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づく高知県知事の委任に係る平成24年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成24年7月10日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部 力

- 1 試験期日
平成24年11月11日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所
高知市城北町1-14 高知県立高知小津高等学校
- 3 試験の科目及び方法
 - (1) 試験の科目
 - ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）
憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成24年4月1日現在施行されているものに関して出題する。
 - イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解
 - (2) 試験の方法
 - ア 試験は、筆記試験による。
 - イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式による。
なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。
- 4 受験手続
 - (1) 郵送による受験申込み
 - ア 受付期間
平成24年8月6日（月）から同年9月7日（金）まで
 - イ 受付場所
財団法人行政書士試験研究センター
受験願書と併せて配布する封筒（宛先は、印刷済み）により簡易書留郵便で郵送すること（平成24年9月7日付けの消印のあるものまで受け付ける。）。
 - ウ 提出書類
受験願書一式
 - エ 受験手数料
7,000円
受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。
 - オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場

所

- (ア) 郵送配布
 - a 配布期間
平成24年8月6日から同月31日（金）まで
 - b 配布請求方法
郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（角形2号のもの）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書して、次の宛先に郵送で請求すること（平成24年8月31日までに必着すること。）。
名称 財団法人行政書士試験研究センター
住所 郵便番号100-8779 郵便事業株式会社銀座支店留
- (イ) 窓口配布
 - a 配布期間
平成24年8月6日から同年9月7日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
 - b 配布場所
 - (a) 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階 財団法人行政書士試験研究センター
 - (b) 高知市旭町二丁目59-1 アサヒプラザ2階 高知県行政書士会
 - (c) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎1階 募集要項コーナー
 - (d) 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 安芸総合庁舎内 高知県安芸福祉保健所
 - (e) 香美市土佐山田町山田1128-1 高知県中央東福祉保健所
 - (f) 高岡郡佐川町甲1243-4 高知県中央西福祉保健所
 - (g) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内 高知県須崎福祉保健所
 - (h) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内 高知県幡多福祉保健所
- (2) インターネットによる受験申込み
 - ア 受付期間
平成24年8月6日午前9時から同年9月4日（火）午後5時まで
なお、受付期間の最終日（平成24年9月4日）は、午後5時で受付が終了するため、これを過ぎると、接続中（入力中）であっても申込みができなくなる。また、受付期間の最終日（平成24年9月4日）は、混雑することが予想されるため、余裕をもって申し込むこと。
 - イ 受験申込画面への入力
財団法人行政書士試験研究センターのホームページ

(<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

- ウ 受験手数料
7,000円
- エ 受験手数料の払込方法
 - (ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード（受験を申し込む者本人名義のものに限る。）による決済のみとなること。
 - (イ) 利用することができるクレジットカードは、VISA、Master又はUCとなること。
 - (ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しないこと。
- 5 特例措置の実施
身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講ずることがあるので、受験申込みの前に必ず7の問い合わせ先に相談すること。
- 6 合格発表の日時及び方法
 - (1) 合格発表の日時
平成25年1月28日（月）午前9時
 - (2) 合格発表の方法
 - ア 合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板及び財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に掲示するとともに、高知県公報及び財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に搭載する。
 - イ 合格者の受験番号の掲示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。
- 7 試験に関する問い合わせ先
東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階
財団法人行政書士試験研究センター
電話番号03-3263-7700